

11年11月議会 一般質問

11・12・9 今井光子議員の質問



今井光子議員 日本共産党の今井光子でございます。今年は台風12号や東日本の大震災など大変な試練の年でございます。来年こそは良い年になりますようにとの願いをこめて、今年最後の質問をさせていただきます

1、関西広域連合について知事の所見をたず（答弁者:知事）

今井光子議員 大阪のダブル選挙では「大阪都」構想を掲げた候補が当選しました。市長選挙で日本共産党は「独裁政治を許すな」の一点で、党派を超え、共闘を広げ、平松候補が得票率の41%、52万票を得たことは、今後、橋下市政の暴走をストップさせる力になると思います。

大阪の暮らしと経済の閉塞感は橋下市長の言う「行政システム」に問題があるのではなく、国民のくらしよりも、アメリカ、財界言いなり異常な政治のゆがみが根本問題です。

しかし2年前誕生した民主党政権は普天間問題でも、消費税問題でも、ことごとく国民を裏切り、野田内閣はいまやアメリカ財界の「使い走り内閣」になっています。政治不信が広がる中で、「大阪都の中身はよくわからないが何か変わるのではないか」という期待が生まれています。

大阪市も関西広域連合の参加を表明しています。県民の方からも、「みんなが一緒にやっているのに、

なぜ奈良県だけ参加しないのか」と率直なご意見もいただいています。日本共産党は力をあわせるのは大賛成ですが、住民や議会の十分な議論もなく、強行にすすめてきた関西広域連合には問題があると思います。

関西広域連合は落ち込みの激しい関西経済を浮上させるためという名目で、関西財界の提案で進められ、大阪、京都の2府、兵庫、滋賀、和歌山、徳島、鳥取の5県が参加。広域の、防災、観光・文化振興、産業、医療、環境保全、資格試験、職員研修など7分野の事業を行うことで1年前にスタートしました。

私は広域行政調査特別委員会の委員として、この間連合長の井戸兵庫県知事、滋賀県議会、京都府議会を訪問し連合議会議員の方にお話を伺ってきました。

滋賀県では開口1番「早々入る必要はありません。」「奈良県は賢い選択をした」といわれました。

10月に滋賀県市長会は関西広域連合の加入について再検討を求める要望書を知事に提出しました。理由は「基礎的自治体が意見を反映させる仕組みがない」というものです。特別地方公共団体という位置づけですが、主人公である住民の意思がまったく反映されず、連合長も、20名で構成する連合議会議員も、住民が直接選挙で選ぶことは出来ません。井戸知事は「関西のエリアはフジーなもの」といわれ、扱う内容も7分野以外多岐にわたっています。

不十分なら参加して改善すればよいという意見もありますが、この間の関西広域連合の動きは、私たちがこれに反対する理由を裏付けるものになっています。法的拘束力をもつ統治機構としては、誰が、何をするとところなのか不明確です。今、力を入れているのは国の出先機関の権限移譲です。12カ所の出先、1兆1000億円の財源を一本化し、関西の港、空港などの巨大開発を際限なく進める、関西財界の利益追求に奉仕する、その仕掛けとしての関西広域連合の役割が鮮明になってきております。

関西財界の意向にそって、すでに広域インフラ検討会も立ち上げられ、大規模開発を推進する議論がすすめられているところです。発足時の設立案では「広域連合がそのまま道州制に転化するものではない」とされていますが、これを推進してきた関西経済界は「関西州への第一歩」とみて歓迎しています。一時の大型プロジェクトが景気回復に繋がらないことは、関西国際空港や神戸空港を見ても破綻は明らかです。そのしわ寄せは住民の暮らしです。これでは奈良県のような弱小県は吸い上げられるだけになってしまいます。

関西広域連合は地方自治といいながら、地方自治を破壊し、財界に奉仕する仕組みを全国に広げる第一歩になるもので、このようなことに力を合わせるのは問題です。

人口が減少して雇用が減っても、そこにバランスが取れた地域経済が運営できれば人口や産業の衰退が地域の崩壊には繋がりにません。

先日、水害に見舞われた天川村に調査に行ってきました。南日浦という地域一帯が水につかり大変な状況でしたが、地元の方々は、大工や左官など技術を持って1人で何役もこなす人がたくさんいて、お互い助け合い、地域には学校も診療所もあり、歴史や自然、文化を生かし、奈良市に次いで宿泊施設も多く、食料や生活用品が手に入る店もあり、食品加工工場や、みやげ物も開発するなど地域の循環で経済が回り、これまではそれなりに生活が営まれていました。大いに学ぶ点があると思いました。

奈良県が住民から離れたところで行政を行う広域連合に参加しないという知事の姿勢は評価するところです。発足して1年を経た今、あらためて関西広域連合の活動についてどのようにみられるのか知事の考えを伺います

荒井正吾知事答弁 今井議員ご指摘のように、関西広域連合は昨年12月に地方自治法に基づく特別地方公共団体として設立されて1年がたちました。

昨日、尾崎議員にも答弁をいたしました。関西広域連合は法定行政義務を執行する行政組織でございます。法的拘束力をもつ行政行為をする統治機構となり、府県・市町村と並ぶものと理解をしております。

現在、行政組織としての関西広域連合が取り組まれている法定行政事務は2種類あり、通訳案内士の登録に関する事務と、准看護師、調理師、製薬衛生士にかかる試験と免許に関する事務の2種類だけでございます。行政組織の存立理由になるこのような行政事務は、府県

でも十分、おこなえるものだと思っています。しかも、この1年間は準備段階とされ、その執行は一度もおこなわれておりません。

関西広域連合はこの1年間で、多くの活動をおこなってこられました。それらはすべて連携業務ばかりです。各知事、併任発令された各府県職員の方の作業とその作業内容には敬意をはらいたいと思っておりますが、それらは行政組織がおこなわなくても、連携団体間でおこなうことができる内容でございます。現在、関西広域連合で働いておられる専任職員は20名だと聞いております。兼務の職員は約270人おられますが、彼らはこれまで関西広域連合という行政組織の名の下で多くの連携業務をおこなってこられたものとみております。

昨日、尾崎議員がいわれたように、関西広域連合は発展途上のものであり、今後、法定行政事務を拡大し、行政組織としての条件を整える努力をされていかれることになると思っております。

行政組織を新たにつくって育てていくという膨大な作業には敬意を払っていますが、行政組織のスリム化、効率化が求められている今、何のための行政組織かを具体的に明示することがまず必要であり、今後の活動を注目していきたいと思っております。

2、TPPについて知事の所見をたず（答弁者:知事）

今井光子議員 野田首相は環太平洋連携協定（TPP）について、国民にまともな説明もなくAPEC首脳会合において、「TPP交渉参加に向け関係国との協議に入る」と表明しました。

表明は、農業はもちろん医療、食品安全、公共事業の政府調達など、国民の暮らしと経済への破壊的影響に対する広範な国民の反対世論と運動を無視した暴挙です。

TPPは、関税撤廃だけでなく、非関税障壁の撤廃を大原則としています。農業分野では関税を0にすれば現在40%の食料自給率が13%にまで落ち込み、コメ生産の9割が破壊されます。

奈良県は耕地面積の75%を水田が占めており、食料自給率はもとより自然環境や、国土保全景観など計り知れない影響が生まれます。政府自ら定めた食料自給率5割を目標とする食料、農業、農村基本計画とも矛盾します。どうすれば、関税0と食料自給率50%が両立できるのでしょうか。

奈良県の耕地面積は全国43位、0.78ヘクタールです。国は20から30ヘクタールのする大規模化を示していますが、奈良県の実態には程遠いものです。それでもアメリカの100分の1、オーストラリアの1500分の1で、どうやって太刀打ちできるのでしょうか。

地球的規模での食糧危機と飢餓の広がりなかで、自給できる力を持ちながら、自国の農業を破壊し、外国からの食料に頼る道を選ぶことは、世界にも顔向けできない行為だと考えます。

自国の農業を破壊し、亡国の道に繋がるTPPに参加しないよう、国に働きかけるべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 TPP交渉にあたりましては、日本の農業について将来の方向性や農業政策、とりわけ農地政策を確立することが基本であると思っております。そのための国論の統一が先決であり、またこれに際しましては国内世論の合意形成が必要であろうと思っております。

このためさる11月11日、近畿ブロック知事会として政府に対して、国民に対して十分な情報提供をおこない、国民的議論を展開し、国民合意を得たうえで判断されたいなどの緊急提言をおこなったところでございます。

本県農業の立場から申し上げますと、都市近郊の野菜、花卉、茶などの生産が中心であり、畜産などの一部品目を除いて、TPPの影響は他県に比べますと比較的少ないものと思えます。本県といたしましては、国がTPPに参加するしないにかかわらず、カロリーベースの食料自給率の向上をめざす国の農政に追随するのではなく、本県の特性をいかした奈良らし

い、農業振興を着実にすすめることが重要と思慮しております。

小さくても本県農業の足腰を強くしていくため、マーケティング・コスト戦略などの施策を推進し、今後とも意欲ある担い手が将来展望をもって奈良で農業経営を営めるよう県として全力を傾注していきたいと思っております。

今井光子議員再質問 近畿の知事会で慎重にというご提言をされたということですが、知事自身は、このTPPには賛成だと考えておられるのか、反対だと考えておられるのか、その点、はっきりお聞かせいただきたいと思っております。

荒井正吾知事再質問への答弁 TPPへの協議に参加するというのは総理大臣の決断でございますので、総理の決断は尊重すべきだと思います。

交渉に入るというだけなのか、TPPに参加するというを前提にしているのかということは、まだ新聞で読む限り、わからないところがございますが、これから大きなことになると思います。

いずれにしても、協議に入った時の日本国の交渉姿勢ですが、私はWTOの会議に政府の外務大臣政務官として大臣とごいっしょに出席したことがあります。日本の国論は統一されているのか、どこにあるのかということが一番、外交からは問われることでございます。

中央では各省がバラバラな意見をもっておられるのがわが国の実情ではないかと思っております。

経済産業の観点、農業振興の観点、地域の観点等々があるかと思っております。代表がだれになるかということも大事でございますが、事務の代表として野上さんというベテランの外交官が選ばれたということがニュースで流れております。政治家の代表は複数ででるのではなく、1人で責任をもち、全権をもちでられるのが望ましいと思っております。その時に国論のなかで大事なものは、わが国で農業と工業をどうするのか、工業を中心に地域をおこしている大都市と、農業を中心の地域を、どのようにわが国として平等に公正に発展させていくのか。これは各国でも重要であります。わが国においてもますます重要な課題になっていると思っております。

TPP交渉の参加にあたっては、わが国のあり方、工業と農業のあり方、大都市と地方のあり方が基本の論点になっていると思っておりますが、その議論をぬきにしてTPP交渉にはいつでも、相手国はなかなか、どの部分の代表かとみられることが多いので、総理の決断として尊重いたしますが、その意味で、国論の統一、それを支える世論の合意形成が大事であると思っております。

今井光子議員 TPPについては、知事がいろいろお答えいただいたのですが、賛成なのか、反対なのか、そここのところが不明確なような気がしましたけれども、もし、ご意見がありましたら、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

3、大滝ダム試験湛水の開始について（答弁者：土木部長）

今井光子議員 国は大滝ダムの試験湛水を12月15日から始めると発表しました。

台風12号によって、これまで地すべり地域とされていなかった迫地域の大規模崩落により、国道169号線西谷橋が土砂とともにダム湖に流されるという大災害が発生しました。崩落した土砂は東京ドーム一杯分です。今回崩落したところは、ダム工事との関連で崩落対策工事（白屋地区、人知地区、大

滝地区) がされたところとはまったく別のところが崩落しました。

ダム建設に際して最も注意しなければならないことは、堤体の破壊または湛水域斜面の地すべりによって、ダムに貯められた水の一部ないし全部が一挙に下流に流出し、下流域で洪水を引き起こすことです。現地を見て私は12号台風の後の安全点検を行うべきだと決算委員会で要望しました。

国は専門家を入れて調査を行ったということですが、国の回答書は「現地調査観測データを確認したが、西谷橋付近の崩壊を除き特段の変状はみあたらない」となっています。しかし、滑らないとしていた西谷橋付近の崩落そのものが大問題で、とうてい納得できるものではありません。

今回の試験湛水について国土問題研究所理事長で長年地形土壌災害研究に携わっている奥西一夫氏は

「白屋地区については、地すべり発生域を「地すべり域」と「ゆるみ域」に分けて、それぞれ別の目標安全率を設定することにより、工事量を減らしているが、当然、それに起因して安全性が低下している。今回の試験湛水で必ず地すべりが起こるとは言えないが、起こる可能性は否定できない。その他、大滝ダム建設工事前に国交省が地すべりの可能性があるとして調査し、対策をおこなった斜面については、再評価委員会が取り上げた斜面以外は、白屋地区地すべりの発生によって対策工事が必ずしも十分でなかったことが明らかになった。これらは放置されており、白屋地区の斜面よりも危険度は高いと考えられる。具体的には寺尾、人知、迫の役場周辺の地域です。再評価委員会が取り上げた斜面では十分な対策がおこなわれたと評価できるが、対象斜面はごく限定されており、これをもって湛水域斜面が安全になったとは到底言えない」

とのコメントをいただきました。

昨年8月に国土交通省が公表した調査結果によると、10万立方メートル以上の土砂災害が生じた深層崩壊は1868年以降、少なくとも122件ありそのうち34件が紀伊半島、うち27件は奈良県で発生しています。



川上村迫の大規模崩壊を示して大滝ダム試験湛水強行の見直しを求める今井議員

紀伊半島は中央構造線断層帯が走り、プレートがぶつかり合って地盤に割れ目などの変形が多い。雨も多く、深層崩壊を起こしやすい条件がそろっています。2003年のときは白屋地区の住民が住んでいて家屋や道路のひび割れをいち早くキャッチしました。3月から湛水を開始して4月に亀裂が生じ、日本共産党は5月の連休明けに湛水の中止を申し入れましたが、その当時でも国は湛水が亀裂の原因か

不明として亀裂対策委員会で調査を行い、やっと因果関係を認めて水位を下げたのは8月になってからでした。白屋地区は全戸移転で誰もいなくなりました。

村民は「試験湛水によって、またどこかで地滑りが起きるのではないかと不安を感じています。大滝ダムは昭和37年から40年に及ぶ長い歳月と、3640億円という莫大な国家予算を投入して進めてきた国家プロジェクトです。安全の想定は科学的・客観的なデータに基づくこと、万人の納得が得られる事が必要不可欠の条件です。

深層崩壊のメカニズム調査もこれからです。なぜそんなに急ぐ必要があるのでしょうか。

県は国の報告だけでなく独自の調査を行い台風12号の傷跡もいえない今の段階で試験湛水は中止するよう国に働きかけるべきと考えますがいかがでしょうか。

山腹崩壊常襲地域（紀伊半島の県南部地域）の道づくりは複線整備（河川の両岸への道路整備）を基本に促進をと提案

西谷橋崩落で169号線が通行止めになりました。対岸道路が迂回路になり奥地の孤立化を防ぐことが出来ました。今後の災害も含めて対岸道路の整備をしていただくよう要望しておきます。

大庭俊之土木部長答弁 大滝ダムにつきましては今年11月に大滝地区の地すべり対策工事が終了し、白屋、迫地区を含め3か所の地すべり対策が完了しました。引き続き試験湛水が実施される予定でありましたが、台風12号、紀伊半島大水害により9月4日に迫地区において大規模な土砂崩れが発生したことから、本県から国に対してダムの十分な安全点検を要請した結果、国からは文書により、その安全性について確認を得ております。

国からの文書によりますと、豪雨直後、林地の安全点検として1週間にわたり、ダム貯水池斜面の地下水位、斜面の傾き、斜面の挙動観測が全域で重点的におこなわれ、安全性が確認されたと聞いております。

また、その後も地すべりの専門家により現地と空からの調査が3日間おこなわれ、試験湛水実施については問題ないことが確認されている。さらに34か所の観測機器等の追加設置で観測体制が強化されましたが、これまでにすべての機器において異常はないと報告をうけております。

県としてはこのような報告により、現地調査等により内容を確認したうえで、国においては12月15日から安全な試験湛水がおこなわれるものと考えております。

なお、県といたしましては、試験湛水中やダム供用後の貯水池斜面の安全確認についても、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、引き続き徹底した安全監視をおこなうよう、国に対して要望していきたいと思っております。

今井光子議員再質問 昭和37年に吉野川の大滝ダム事務所ができてから、もう半世紀たつという、大変長い歳月がかかっている事業です。

先日、川上村の村長さんから、村は復興にむけて大変頑張っている。橋の架設の工事などもすすんでいるというお手紙もいただきました。この災害があっても、迂回路を使って、川上村のホテルは使えますし、ぜひ、みなさんには川上村に行っていただきたいと思っておりますけれども、それだけに住民の皆さんには、やはりダムによって村の運命が左右されたという、そういう長い歴史がある。その最後の場面で、私は迫の崩落が、まったくノーマークだったところが崩落したのかというメカニズムが、県では、これから26年にかけて明らかにしていくと言われておりますが、その前に、供用開始にむけたスケジュールにそって進めるというのであれば、これまで何度も同じ誤りをしたことの繰り返しになるのではないかと考えています。

最後の総仕上げというときに、本当にみなさんがこれなら大丈夫と思えるような、そういうことですからめべきだと思います。この点で、もう一度、お尋ねしたいと思います。

大庭俊之土木部長再質問への答弁　大滝ダムにつきましては、迫の土砂崩れの後に観測を強化し、また、いろいろな観測機器を設置して観測をした結果、大きな変異もみられないということでございます。

ダムの地下水位、斜面の傾きなどの挙動観測を重点的におこなった結果、問題がないということが確認されたというところでございます。

一方で、先ほど川上村村長さんのお話もございましたが、地元からもしっかりとやってほしいという強い要望が国には届いていると聞いております。

そうしたなかで、試験湛水をおこなっていくにあたりましては、12月15日より試験湛水をおこない、平年の降雨であれば、来年の5月上旬に満水となり、その後、水位を低下させ、6月下旬に試験湛水を完了すると予定されていると聞いております。

奈良県といたしましても、この試験湛水中も含めて、しっかりと安全確認をしていただき、また地元の方々の声も細心の注意を払いながら、引き続き徹底した安全監視をおこないながら、すすめていただくよう国に対して要望していきたいと思っております。

今井光子議員再々質問　機器をいろいろ取り付けたということですが、私が心配するのは、前は白屋には住民の方が住んでおられて、いち早く変化をキャッチされています。地元の方は、臭いがしたら注意をせよとか、水が濁ったら注意をせよとか、昔から言われてきているものがあつたと思います。そういうにおいや水の濁りとかが機器を取り付けることではたしてチェックというのは可能なのかどうか、そうした点を非常に心配しております。

そういう点で、大丈夫なのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

大庭俊之土木部長答弁　先ほども申しましたように湛水時の安全確認につきましては、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、そういう経験、感をもっていらっしゃる地域の方々の声にも注意を払ってやっていただくよう国に対して要望してまいりたいと思っております。

4、県フラワーセンターについて（答弁者：農林部長、まちづくり推進局長）

今井光子議員　県のホテル誘致計画によって、県民が利用していた県営プールがつぶされ、それが浄化センターに建設されることで、今度は、浄化センターにあるフラワーセンターが馬見丘陵公園に移転することになりました。フラワーセンターは来場者数年間5万人、現在91人のフラワーアドバイザーの方や3つのボランティア団体、あるいは展示会等を開催されている園芸団体の方が、園芸教室や講習会を開いて活躍し、年間約1000人の方が参加して好評です。

約10のサークルが毎月3、4回の展示会を年間通じて開催されるなど、これまでフラワーセンターは草花を愛する多くの県民の方々に親しまれ利用されてきました。今後、馬見丘陵公園を花と緑の活動拠点にするということですが利用者の方々からは、多くの声が寄せられています。

現在、展示室はいつでも使えるように常設していてさまざまな展示会が頻繁に開かれています。今度移転すると常設の展示室がありません。また今まで無料でしたが、今後は展示会を開こうとすれば相当の利用料金がかかることとなります。引き続き、団体の活動に支障がないよう負担軽減をしていただきたいと思います。

昨年11月の質問に対し知事は「今後具備すべき機能や規模などの検討を行うとともに移設に当たっ

ては現フラワーセンター利用者の活動に支障がないように検討する」と答弁されましたが、どのような検討がされているのかお聞かせください。

また浄化センターのフラワーセンターは、地域住民の憩いの場として長年親しまれ出来るだけその機能を残してほしいという要望も強く出ています。今回整備される浄化センター公園に憩いの場としての機能が残せるのか伺います

また、交通の利便性は現在、近鉄ファミリー公園前で下車すれば目の前という立地条件ですが、馬見丘陵公園は、バスも南の端までしかなく不便です。さらなるバス路線の延長など要望いたします。

富岡〇〇農林部長答弁　フラワーセンターにつきましては、花と緑の研修をおこなうのに、よりふさわしい馬見丘陵公園に機能を移転すべく、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討作業をすすめているところであります。

現在までの検討状況でございますが、基本的にはフラワーセンターが持っている学ぶ機能、見せる機能をさらに充実させ、県のフラワーセンターにふさわしい花と緑のまちづくりの活動拠点として、県民の方々により花と緑に親しんでいただきたいと考えております。

具体的には学ぶ機能では一般県民のための園芸教室や花いっぱい運動に携わるボランティアの育成講座の充実を検討しております。また、受講者の成果の発表・展示会の場所を馬見丘陵公園館や花見茶屋に確保する予定であります。見せる機能につきましては、県民の方々のご協力を得て、公園内の花壇で四季ごとに花の植栽や展示をおこなう計画としております。さらに年間を通じた各種のイベントを企画し、多くの県民の方々が集うにぎわいの場を創出する予定としております。

これらの機能の充実にあたり必要となる設備等の整備も検討しているところであります。

また、現在のフラワーセンターの利用者の理解を深め、移転後の円滑な運営を図るため、今年の夏から、定期的に馬見丘陵公園を会場として園芸教室、園芸相談会を開催しておりますが、受講者の方々からは「広大な緑あふれる環境の中で、園芸を楽しめて、非常によかった」などと大変、好評でありました。県といたしましては、移転を契機により多くの県民の方々に花と緑の学習やいこいの場として親しんでいただけるよう、またボランティア団体などとの共同による花いっぱい運動が県下一円に広がるよう地元市町村等とも連携をし、魅力ある公園づくりをすすめてまいりたいと考えております。

上田〇〇まちづくり推進局長答弁　浄化センター公園は生涯スポーツの拠点として、さまざまなスポーツ施設の整備をおこなうこととしております。また、計画にあたりましては、フラワーセンターが県民の憩いの場として長年、親しまれてきたことを勘案して、これらの施設が周辺の自然環境と融合し、心安らぐ公園となるよう計画しているところでございます。

このため、公園全体に四季を感じながら和んでいただける植栽、多くの人が憩える木陰やベンチを配置することとし、また、地域住民と共同で育てる花壇を設けて、自然と親しむ場を提供することとしております。加えまして、子どもたちが存分に遊ぶことができる大型遊具や芝生公園を整備することとしております。

これらにより、世代を超えて、全ての人々が親しみ、自然を感じて、憩いあふれる公園としていきたいと考えているところでございます。

5、介護保険の保険料の引き下げについて（答弁者:健康福祉部長）

今井光子議員 社会保障と税の一体改革の名の下に介護保険の保険料の引き上げと給付の切捨てが進んでいます。憲法25条は「全て国民は健康で文化的な最低限度の生存を営む権利を有する。国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない」と定めております。「向上及び増進」とは、今年より来年がよくなることです。

来年は介護保険の第5次改定で保険料の見直しが行われます。現在、全国平均保険料4160円が5000円を上回ると推定されています。今でも大変な高齢者の生活を脅かすものです。

これを引き下げるには一つは、市町村が高齢者から集めた介護保険料を溜め込んだ「介護給付費準備基金」があります。22年度末の県内市町村の基金保有額は市町村ごとのばらつきがありますが約60億円と聞いています。

2つめは都道府県が県下の市町村で財源不足が起きたときに一般財源の繰り入れを行わなくてもいいように市町村、県、国が3分の1ずつ拠出する「財政安定化基金」があり現在33億円の積立金があると聞いています。国は、今回の改定に限り財政安定化基金を取り崩して軽減に当てることを認めています。奈良県では、介護保険の1期、2期の当時に財政安定化基金が使われましたが総額でも貸付で1億4700万円、給付で1100万円、合わせても1億5800万円が使われただけです。3期、4期については日本共産党県議団はこれ以上の積み立ての必要なしと提案し、拠出率が0%となりましたが、自治体の不足は起きていません。

基金を使えば、介護保険の第1号被保険者は33万6222人ですから、1人約1万円の引き下げは可能です。

国は「財政安定化基金の取り崩し額の考え方について」という文書の中で「具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に、地域でご判断いただくものであるが、その際、基金残高に不足を生じず基金本来の役目を果たしうる額を残すこと」とされています。過去の実績は1億5800万円です。3期、4期はまったく使われていません。

来年度からの介護保険料は引き上げが予測され高齢者の不安が広がっています介護保険料を引き下げるために財政安定化基金をどの程度取り崩す考えか伺います。

前田〇〇健康福祉部長答弁 第4期の介護保険料は本県では、平均月額4016円、全国では4160円となっておりますが、第5期の介護保険料につきましては、高齢化にともなう介護保険サービス利用の増加等によりまして、さらなる上昇が見込まれ、保険料の抑制が全国的な課題となっているところと承知をいたしております。

このため、今井議員お述べのとおり、本年6月の介護保険法の一部改正により、平成24年度に限り、各都道府県で積み立てております財政安定化基金を保険料の増加の抑制のために取り崩すことができるとされたところでございます。

本県におきましても、法改正の趣旨を踏まえまして財政安定化基金、本来の目的に支障が生じないための必要額を残して取り崩しまして、市町村拠出分を保険料の上昇を抑制するためにあてる予定にいたしております。今井議員おたずねの財政安定化基金の取り崩し額につきましては、国が示しました指針を踏まえまして、まず、第5期の最終年度でございます平成26年度の介護給付費の見込み額を推計いたします。次に、この見込み額に対しまして、一定の貸付率を基金に乗じるなどにより基金に残すべき必要額を算出いたします。そのうえで、市町村の基金需要をふまえて推計いたしました今年度末の基金積み立て残額から基金に残すべき必要額を差し引いて算出したいと考えております。

しかしながら、現時点におきましては、現在国において改定が議論されております介護報酬ですとか地域区分の見直しにともなう介護報酬への上乗せ率が確定していない状況にあり、また、今年度における市町村の基金需要についても、見極める必要がございますことから、今後、これらが確定し次第、基金残高が課題ではないかというご指摘も踏まえながら、取り

崩し額について確定してまいりたいというふうに考えております。

今井光子議員の再質問 介護保険の取り崩しの額についてですが、今のところ、はっきりした数字はでないということですが、今、市町村では、いくらぐらいの介護保険料にするかの試算を考えている時期でございますので、いつになればこれが明らかになるのか、見通しについておたずねをしたいと思います。

前田〇〇健康福祉部長再質問への答弁 介護保険の財政安定化基金の取り崩しについていつ頃までに確定できるのかとのことですが、いまほど申し上げました介護報酬の改定等につきましては、この年末までには国の方で決定がされるものと承知をしております。

また、介護保険の財政安定化基金の取り崩しにつきましては、当然、県の予算に計上する必要もございますので、来年、24年度当初予算を決定するにあたりましては確定されるものと考えております。

今井光子議員 基金の取り崩しが来年度予算までにできるのはあたりまえのことでありまして、これについてはいち早く市町村に知らせてあげていただきたいと思っております。

6、3ワクチン接種事業の継続について（答弁者：医療政策部長）

今井光子議員 最後に医療政策部長に伺います。子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業については都道府県が交付金によって基金を作り、実施主体は市町村で2分の1が補助されています。

ところが国では23年度末でこの制度を終了することになっており、これまで実施してきた市町村では今後の事業の継続に対する不安が広がっています。

県は国に対してこの事業の継続を求めるとともに県下の市町村で引き続き実施できるよう支援すべきと考えますがいかがでしょうか。

武末〇〇医療政策部長答弁 3種のワクチン接種は一定の接種率を確保することにより効果が高まることから、県としては予防接種法にもとづく対象として位置づけられるべきと考えております。そこで、国に対してこれらのワクチンの定期接種化にむけて要望してきたところでございますが、現時点で未だ、結論はでていないようであります。

そのために、現在、ワクチン接種緊急促進事業が実施されており、平成23年度末で期限を迎えることから、県は事業の継続についても国に要望をしてきたところでございます。国では、これらのことをふまえ、市町村がこの事業を平成24年度も実施できるように検討していると聞いております。このことから、県では事業の継続を想定しまして平成24年度の実施に向け、市町村とも調整を図り、適切な執行をしたいと思っております。

(了)